

労働者50人未満の事業場も 歯科健康診断結果報告が 必要になります

令和4年10月1日施行

歯に有害な酸等を扱う業務に従事する労働者に対しては、安衛則第48条に基づき、6か月以内に1回、定期的に、**歯科健康診断**を実施することとなっています(詳細は以下を参照ください)。

現在、常時50人以上の労働者を使用する事業場に対し、所轄監督署へ、その結果を「定期健康診断結果報告書(様式第6号)」により報告することが義務付けられています。本年10月1日以降、歯科健康診断結果については、**事業場の規模にかかわらず**、所轄監督署への報告が義務づけられます。
報告様式も改正されます(様式は裏面を参照ください)。

労働安全衛生法に基づく歯科医師による健康診断(労働安全衛生法第66条第3項)

対象となる労働者

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務(対象業務)に常時従事する労働者(労働安全衛生法施行令第22条第3項、安衛則第48条)

例) メッキ工場、バッテリー製造工場等における上記の業務

実施時期

対象業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、対象業務への配置替えの際、対象業務についた後、6ヶ月以内ごとに1回(安衛則第48条)

歯科医師による健康診断実施後に事業者が取り組むこと

健康診断結果の記録・・・個人票作成と5年間保存(安衛法第66条の3)

健康診断の結果についての歯科医師からの意見聴取・・・所見のある労働者に対する必要な措置について、歯科医師の意見を聴取(安衛法第66条の4)

健康診断実施後の措置・・・歯科医師の意見聴取を勘案した必要な措置(安衛法第66条の5)

健康診断結果の労働者への通知・・・健診結果を労働者に通知(安衛法第66条の6)

健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告(安衛法第100条)



[illegible]

「たけのこ」の「たけ」は「竹」の「たけ」で、竹の葉は「たけのこ」の葉と似ているから、と考へた。

● 印 信

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

[illegible]

受付印

■ 静岡労働局労働基準部健康安全課
静岡市葵区追手町9-50
静岡地方合同庁舎3階
TEL：054-254-6314